

# 名義使用申請にあたっての注意事項

(平成 22 年 4 月 1 日)

(平成 30 年 7 月 4 日 (一部修正))

(2023 年 6 月 1 日 (一部修正))

依頼試験の試験報告書、オーダーメイド型技術支援の完了報告書（以下、「報告書等」と言います。）をもとに、お客様の作成するカタログ、パンフレット、インターネットのショッピングモール、ホームページ等に掲出する広告等（以下、「広告物」と言います。）に、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」と言います。）の名義を使用するときは、あらかじめ名義使用申請書を提出し、都産技研の承認を受けて下さい。

- ☆ 機器利用における名義使用申請は一切できませんのでご注意ください。
- ☆ 試験の内容や条件によって、依頼試験・オーダーメイド型技術支援であっても名義使用が承認されない場合がございます。試験を申込まれる際には必ず事前に試験担当者にご確認ください。

## (1) 名義使用申請書の提出について

- ☆ 名義使用申請は、報告書等発行の日から1年を限度にお受けします。
- ☆ 名義使用申請書及び広告物の原稿を準備して下さい。広告物の原稿は事前に試験を担当した職員（以下、「担当職員」と言います。）に相談して内容のチェックを受けて下さい。
- ☆ 名義使用申請書は“記入見本”を、広告物は「(7) 試験報告書の使用例」を参考にして作成して下さい。
- ☆ 依頼試験以外の事業（共同研究等）に関して都産技研の名義を使用するときも承認が必要です。各事業の担当研究員へまずはお相談ください。

## (2) 名義使用申請書の審査

名義申請の内容については、表現が適正であるか、消費者等第三者に誤解を与えるおそれはないか等について審査します。審査の結果、内容の修正をお願いすることや承認ができない場合もありますのでご了承ください。

## (3) 名義使用承認書

- ☆ 提出された名義使用申請書と広告物の内容について審査の上、名義使用承認書（様式10）を交付します。
- ☆ 名義使用期間は、名義使用承認日から3年以内です。
- ☆ 原則、名義使用期間の更新（延長）はできません。延長の場合は、改めて依頼試験等を申し込み、その報告書等をもとに新たに名義使用申請を行って下さい。
- ☆ 名義使用承認書が交付される前に、広告物の印刷の発注やインターネットでの公開を行うことはできません。

#### (4) 名義使用の承認をできない表現

- ☆ 報告書等には、持参された試験品に対する客観的な試験結果のみが記載されています。消費者等第三者に誤解を与えるような試験データの過大評価や報告書等に記載のない表現は認められませんのでご注意ください。
- ☆ 報告書等は、製品全体の効果・効能等を保証するものではありません。「都産技研が実証、認証」等の表現は認められませんのでご注意ください。
- ☆ 報告書等に記載された内容をそのまま記載される場合でも、前後の文章等の内容や表現によって消費者等第三者に誤解を与える可能性があるためと都産技研が判断した時は認められませんのでご注意ください。

#### (5) 名義使用承認後に作成された広告物の提出

名義使用承認書に基づいて作成された広告物の一部を、都産技研にご提出下さい（郵送でも結構です）。

#### (6) 名義使用承認の取消等

名義使用承認書に基づいて作成された広告物が承認内容と異なるときは、使用の承認を取消します。取消された場合は、ただちに広告物を回収し、その処理状況を都産技研にご報告下さい。

#### (7) 報告書等の使用例

- ☆ 報告書等から試験データ等を広告物に転載する場合は、使用箇所には、都産技研の試験結果であることと、報告書等の受付番号を明記して下さい。
- ☆ 文章中に試験データ等を引用する場合には、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター試験報告書〇〇依□□第△△△△号」を必ず挿入して下さい。

試験データ、グラフ、写真等

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの試験報告書  
〇〇依□□ 第△△△△号